

## サッカースクール規約

---

### 第1条 名称

当スクールは、【Musakaサッカースクール】と称す。

### 第2条 目的

当スクールは、サッカーを通じ、地域スポーツの振興と普及および子供の健全育成を図る事を目的とする。

### 第3条 構成

当スクールは、小学2年生、小学3～4年生、小学5～6年生の3種類のカテゴリで構成されます。

### 第4条 活動期間

当スクールは、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。原則として月曜日と水曜日の活動となります。雨天中止等による振替日の決定及び日程調整は当スクールに一任するものとします。

### 第5条 入会資格

- 1、当スクールの趣旨に賛同した者。
- 2、スポーツを行うのに適した健康状態であること。
- 3、サッカー経験が1年以上ある子供
- 4、当スクールが定めるスポーツ保険に加入しなければならない。

### 第6条 月会費等

当スクールにかかる費用のお支払いは、口座振替にて徴収させていただきます。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。

### 第7条 遵守事項

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

### 第8条 届出事項の変更

会員は、当スクールに届出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、遅滞なく当スクールへ届け出るものとする。

### 第9条 入会

入会日は受講開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、月会費は入会月よりかかります。※体験参加は2回までとさせていただきます。

#### 第10条 保険

会員は入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は当スクールが負うものとします。

#### 第11条 補償

会員が練習中及びスクール会場への行き帰りで傷害を受けた場合は、加入しているスポーツ保険の範囲内で補償する。

#### 第12条 負傷時の処置

会員が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

#### 第13条 免責

会員は施設利用に関する諸規則及び施設管理者並びに指導者の指示に従って行動するものとし、これに違背して盗難、傷害等の事故が起っても当スクール及び指導者並びに施設管理者に対して、一切の傷害賠償を請求しないものとする。

#### 第14条 退会

当スクールを退会する者は、退会しようとする月の前月 20 日までに連絡する。

#### 第15条 資格の停止及び除名

会員(親権者含む)が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとします。

- 1、本規約が定める諸規則に反した場合。
- 2、当スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき。
- 3、その他、当スクールが資格の停止もしくは除名を妥当と認めたとき。
- 4、月会費、その他諸費用等を2ヵ月以上滞納したとき。

#### 第16条 トレーニング時について

- 1、活動の中止や変更は公式 HP またはスグラム(アプリ)でお知らせいたします。
- 2、SNS 等での活動報告に了承すること。

#### 第17条 細則

当スクール規則に定めない事柄等必要な細則は、当スクールが定めるものとする。

#### 第18条 施行

本規約は、2023年10月16日より施行される。